

路線バス運行経路が変わります

4月1日（土）から、運行経路・運行時刻などが変更されます。なお、運行本数は変更ありません。詳しくは会津坂下町ホームページ (<http://www.town.aizubange.fukushima.jp/>) または、会津バスホームページ (<https://www.aizubus.com/>) をご確認のうえ、お間違いの無いようにご乗車ください。

①停留所名が変わります

現在の施設名と停留所名が一致していない箇所について、下記のとおり変更されます。

路線名	変更前	変更後
喜多方・坂下線 御池田線	老人福祉センター前	ラスール坂下前
海老沢線	旧金上小前	子育てふれあい 交流センター前

②リオン・ドール坂下店へ乗り入れが廃止されます

リオン・ドール坂下店停留所が廃止され、運行経路・運行時刻が変更されます。対象路線は下記のとおりです。

対象路線		
杉山線	御池田線	柳津線
袋原線	海老沢線	坂下・医療センター線
勝方線	五ノ併線	

③「杉山線」、「袋原線」、「勝方線」の運行経路が変更されます

「杉山線」、「袋原線」は、町内医療機関への路線バスによる交通手段確保のため運行経路が変更されます。また、「勝方線」は、県道・赤留塔寺線の開通に合わせ、児童・生徒の通学手段確保のため運行経路が変更されます。

杉山線・袋原線運行経路図（変更箇所のみ）



The map displays the Sakadown area of Aizumi City. Key features include:

- Topography:** Contour lines showing elevation, with peaks like 274, 334, 298.5, 307, 192, 204, 219, 226, 207.1, 182, 185, 190, 191.9, 187.0, and 105.
- Infrastructure:** A network of roads, including the Aizumi Expressway (磐越自動車道) running diagonally across the bottom right.
- Landmarks:**
 - Religious Sites:** 塔寺白山前, 紋平茶屋前, 稲荷塚, 諏訪神社, 柳町, 小原, 本町, 勝方寺, 勝方村中, 勝方中条, 勝方寺条.
 - Public Facilities:** 坂下営業所, 新富町, 新町, 諏訪町, 柳町, 小原, 本町, 坂下南小前, 新栄町, 中村, 若宮, 大村, 大村新田, 大村新田入口, 大村, 勝大, 勝方, 勝方中条, 勝方寺条.
 - Other:** 赤城タクシー前, 橋本, 茶屋町, 和泉川原, 中泉, 矢目, 桶渡, 桶島, 永島, 水島, 大, 大村, 大村新田, 大村, 勝大, 勝方, 勝方中条, 勝方寺条.

【問い合わせ先】 政策財務課 政策企画班 ☎ 84-1504

下水道（公共下水道・農業集落排水施設） への接続をお願いします。

会津坂下町では、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業及び農業集落排水施設整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業を行っています。

公共下水道、農業集落排水施設の供用開始区域内にお住まいのみなさまは、下水道の役割をご理解いただき、早期の接続をお願いします。

公共下水道事業は、現在坂下東処理区および坂下中央処理区の管渠整備を実施しています。下記の区域について平成29年4月より供用開始となります。

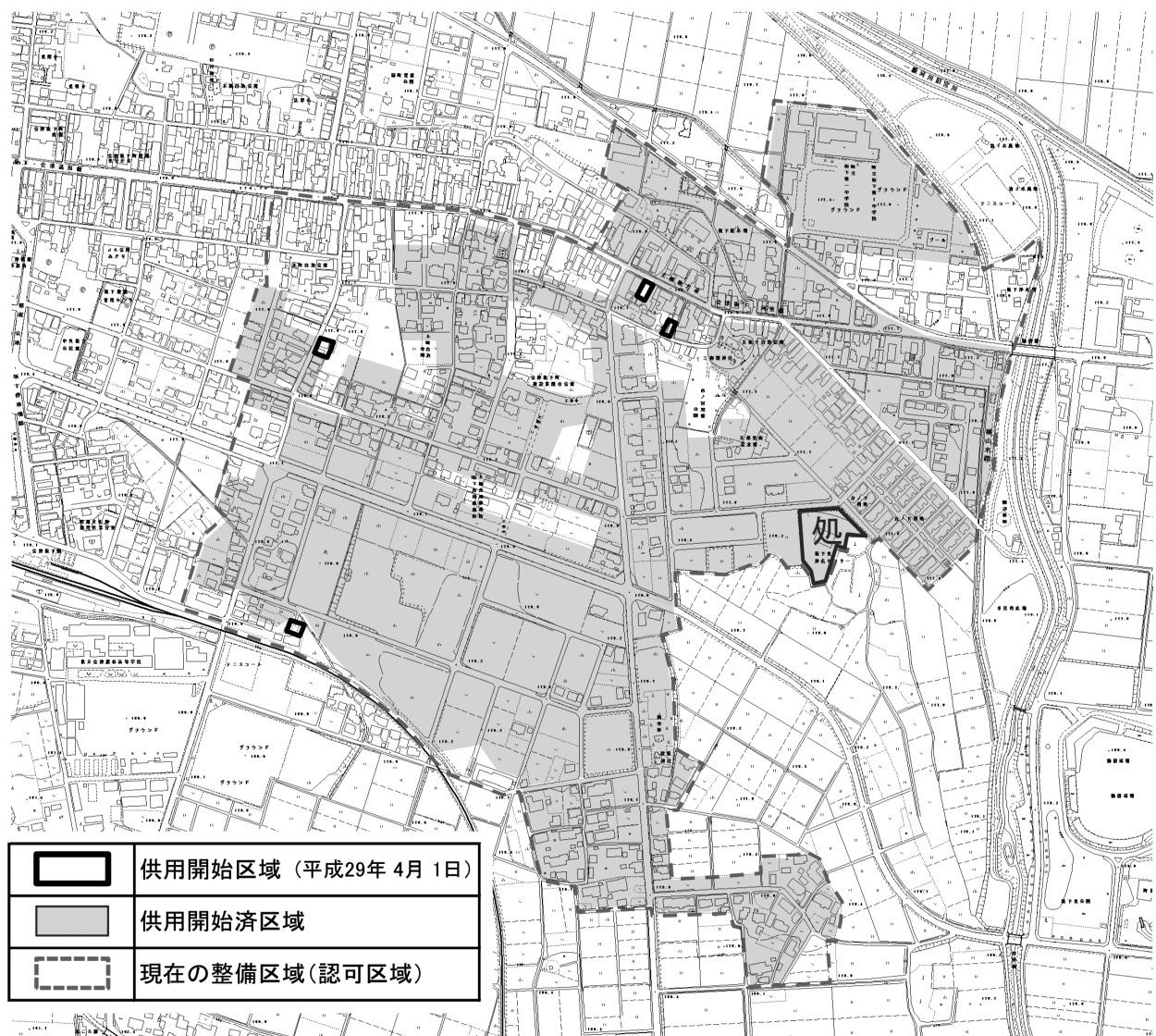
【坂下東処理区】（下図）

新たに字古市乙、字小川原、字小川原甲の一部が供用開始となります。

【坂下中央処理区】（左図）

新たに字上口及び字古町川尻の一部が供用開始となります。

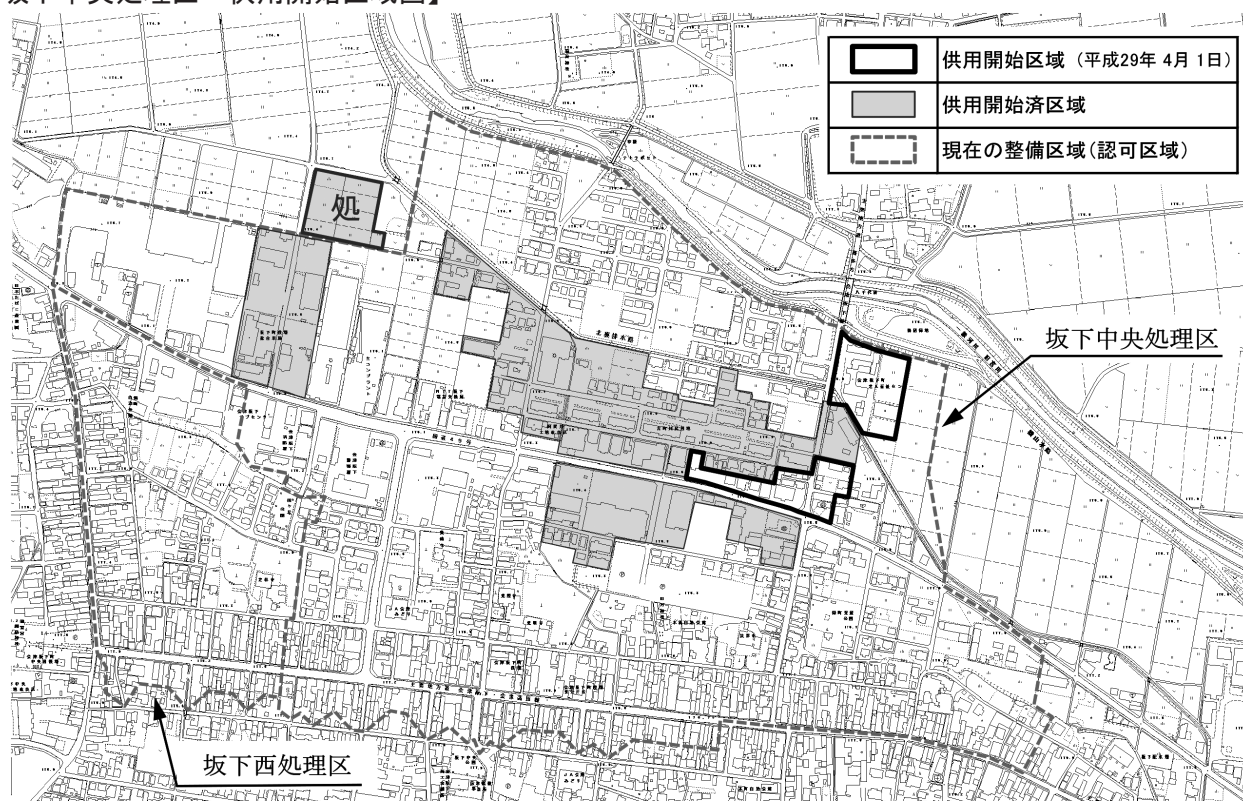
【坂下東処理区 供用開始区域図】



◎下水道への接続（排水設備工事）は町の公認指定業者へ

町では、排水設備を安心して設置していただけるよう「会津坂下町排水設備工事指定業者制度」を定めています。指定業者は、法令や条例、規則で定められている基準に合った排水設備を設置するために必要な技術を習得しているとともに、工事に必要な書類の作成や諸手続きについて申請者をサポートしており、町が指導と監督を行っています。

【坂下中央処理区 供用開始区域図】



【農業集落排水施設対象地区】

下政所、西青津、八日沢、見明、大上、宇内、長井、津尻、窪倉の対象宅地

詳しくは町ホームページ (<http://www.town.aizubange.fukushima.jp/>) をご覧になるか、建設課 上下水道班までお問い合わせください。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

町では、合併処理浄化槽を設置される方に対し、平成 29 年度予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象とならない区域

- 公共下水道認可区域（下水道整備が当分見込まれない場合は除く）
- 農業集落排水施設整備事業実施区域

▼補助対象の要件

- 単独処理浄化槽およびくみ取り便槽からの転換
- 住宅用途の浄化槽（併用住宅は、住宅部分の延床面積が 1 / 2 以上のものに限る）

▼平成 29 年度合併処理浄化槽補助金交付額

【増改築する場合】

建物の延面積	浄化槽の規模	金額
130 ㎡以下	5 人槽	352,000 円
130 ㎡を超える	7 人槽	441,000 円
2 世帯住宅	10 人槽	588,000 円

【新築および更地にする場合】

建物の延面積	浄化槽の規模	金額
130 ㎡以下	5 人槽	177,000 円
130 ㎡を超える	7 人槽	220,000 円
2 世帯住宅	10 人槽	294,000 円

▼単独処理浄化槽およびくみ取り便槽撤去費用

単独処理浄化槽、くみ取り便槽撤去費用の補助については、上記の本体工事費に上乗せしての交付となります。

- 切り替えの要件

単独処理浄化槽からの切り替え	45,000 円
くみ取り便槽からの切り替え	30,000 円

※要件により該当しない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 建設課 上下水道班 ☎ 84-1531

会津坂下町長選挙

の投票日は6月11日（日）です

告示まで2か月、迫る町長選挙！次の町政を託されるのは

告示日：平成29年6月6日（火） 投票日：平成29年6月11日（日）

任期満了に伴う会津坂下町長選挙を上記の日程で執行します。
明るいまちづくり、より良い暮らしの実現に、みなさんの願い
をこめた1票を投じてください。



立候補予定者説明会の開催

会津坂下町長選挙の立候補予定者説明会を下記のとおり開催します。立候補
予定者または関係者の方はもれなく出席していただきますようお知らせします。

日 時	平成29年4月27日（木）午後1時30分
場 所	会津坂下町役場 3階 大会議室
内 容	立候補届の記載要領、選挙運動等の説明

【問い合わせ先】 会津坂下町選挙管理委員会事務局 ☎ 84-1503

入園前のお子さん 幼稚園に遊びに来てね♪ (幼稚園開放日)



- ❖ 対 象 幼稚園に未就園の0歳～3歳までのお子さんとその保護者
- ❖ 持 ち 物 上履き・飲み物（水かお茶）
- ❖ 注意事項 必ずお家の方の付き添いが必要です。
お菓子やおもちゃの持ち込みはご遠慮ください。
動きやすい服装でおいでください。



月 日 (午前9時30分～11時30分)		内 容	
		坂下南幼稚園	坂下東幼稚園
第1回	5月31日(水)	【楽しく体操】 一緒に体を動かして遊びましょう。	
第2回	6月15日(木)	【園庭で砂遊び】 【自由保育参観日】 園庭で水や砂を使って遊んだり、広い遊戯室で思いっきり遊びましょう。 自由保育参観日ですので、保護者の方や一般の方も参加できます。	【トトロの会読み聞かせ】 【自由保育参観日】 絵本の読み聞かせを通して、想像の世界を楽しみましょう。 自由保育参観日ですので、保護者の方や一般の方も参加できます。
第3回	7月3日(月)	【七夕飾り作り】 七夕飾りを作ったり、短冊に願い事を書いたりしてみましょう。	【園庭でプール・水遊び】 広い園庭で夏の遊びを思いっきり楽しみましょう。
第4回	9月6日(水)	【園庭で砂遊び】 砂や水を使って、楽しく遊びましょう。木の実シアターさんの楽しいお話や歌もあります。	【園庭でプール・水遊び】 広い園庭で水・砂を使っての遊びを思いっきり楽しみましょう。
第5回	12月5日(火)	【わらべうた遊び】 わらべうたを歌いながら一緒に遊びましょう。坂下マザーズさんの演奏会もあります。	【リズム遊び】 園児と一緒に歌やリズム遊びで楽しみましょう。

【問い合わせ先】 坂下南幼稚園 ☎ 83-2410 坂下東幼稚園 ☎ 83-8590

地域における高齢者の支え合い活動の調査に伺います

町でも、高齢化率が30%を越え、独居・高齢者世帯の増加や、介護する方の就労環境の多様化により、介護保険のみで高齢者の生活の細やかな支援を行う事が困難となっています。

介護保険制度の改正により、いままで、主に介護事業所や専門職が担っていた、生活支援（買い物、調理、洗濯、ゴミ出しなど）について、地域の方々が担う事も可能となりました。

以前からも、地域の方が地域の高齢者の生活を支援する支え合い活動が行われてきていると思いますが、今後ますますこのような取り組みが必要となってきます。

4月より生活支援コーディネーターが地域の活動の場にお邪魔し、地域での支え合い活動を調査しながら、活動の充実や、拡大にむけた支援を行ってまいりますので、お気軽にご相談ください。

（コーディネーターの役割）

- ・高齢者のみなさんが、お家で生活していくうえでの困りごとや、必要とする支援の内容について調査をします。
- ・各地域で行っている支え合い（お茶飲み会、体操教室、見守りなど）を調査します。
- ・調査の結果を踏まえ、高齢者や支え合い活動をしている人たちの悩みや課題の解決に向けた支援を行います。

（所属）

社会福祉法人 会津坂下町社会福祉協議会



生活支援コーディネーターの
鈴木葉子（すずき けいこ）です。

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、地域の支え合いを発掘し、支援していきたいと思っています。

介護保険サービスを利用している方！

入院時にはケアマネージャーの名刺などを提示しましょう

介護保険を利用している方や、これから必要となる高齢者の方が、入院や退院をされた場合においても、医療や介護サービスを切れ目なく提供できるようにするため、病院とケアマネージャー（介護支援専門員）との間で、医療や介護の情報を共有するルールが決められました。

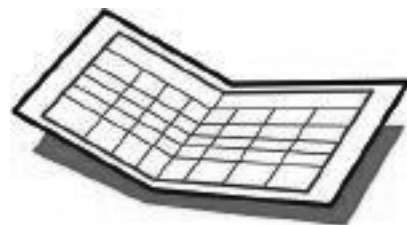
このルールの運用に伴い、介護保険サービスを受けている方は、入院した際に、下記のものを医療機関に提示しましょう。

提示するもの

- ①介護保険被保険者証
- ②医療（後期高齢者医療、国民健康保険等）被保険者証
- ③お薬手帳
- ④担当のケアマネージャーの名刺

※病気やけがで入院した時は、担当のケアマネージャーに連絡をしましょう。

（介護保険のサービスの利用を停止します。また、あなたの在宅での様子を入院先の病院へ情報提供します。）





“歩き”は老化防止に効く！

筋力向上、骨強化、血管年齢若返り、風邪予防、脳活性などにも効果大

若々しさを保ち、体調が良くなり、頭も気分もスッキリする、安く簡単にできる方法って何？それは“歩く”ことです。足腰や心肺が鍛えられたり、生活習慣病の予防につながったりするなど体の健康ばかりか、脳や精神にも良い影響を与えるなど効用は数え上げればたくさんあります。

当町の傾向は、運動習慣が低く、医療や介護への依存度が高い！

当町では、右表のように、運動を習慣化している人の割合が県や国の平均よりも低くなっています。一方、筋・骨格系の疾患や高血圧をはじめとした生活習慣に起因するとされる疾患の割合が高く、介護への依存度や医療費も高い状況です。

	町	県	国
30分以上の運動習慣なし (%)	68.0	65.1	59.9
高血圧症 (%)	9.9	9.0	7.9
筋・骨疾患 (%)	18.6	14.5	15.4
介護認定率 (%)	20.4	19.6	19.4
介護給付費 (円 / 件)	69,231	60,748	62,286
介護認定者医療費 (円 / 年)	12,896	7,623	8,179

“歩き”の効用あれこれ

- 1 筋力が付く ⇒ 適度な負荷をかけて歩けば（大股歩き、早歩きなど）筋力が向上。寝たきりの予防にも筋力の維持向上が重要
- 2 骨が強くなる ⇒ 骨芽細胞が刺激され、骨が生成。骨粗しょう症を予防
- 3 血管が若返る ⇒ 一酸化窒素を生成し、血管を柔らかくして拡張し血圧や動脈硬化を抑制
- 4 免疫力が強くなる ⇒ ナチュラルキラー（NK）細胞が活性化し、ウィルスやがん細胞を攻撃
- 5 脳の働きが良くなる ⇒ 血流が向上すると、脳の前頭葉にも血液や酸素が隅々まで行き渡り、脳の神経線維が結び付き、新たな思考回路が出来上がるため、注意力、思考力、意欲などが10%以上向上。認知症の予防も期待できる。
- 6 幸せな気分になる ⇒ 脳からセロトニン（別名：幸せホルモン）が分泌され、爽快感や前向きな気持ちを感じられる。

長く健康を保ち、介護を必要としない自立した幸せな生活を送るには、適度な運動を習慣化することが大切だと改めて感じさせられます。歩くことは、年配の方や運動が苦手な方にもお勧めできる継続しやすく手軽な運動です。日ごとに春めいて来ました。通ったことのない道を歩いたり、花や景色や季節を感じながら歩いたり。歩くことが楽しみとなるよう、外へ一歩踏み出してみましょう！

国保税は軽減措置を受けられる場合があります

所得が一定基準以下の場合

世帯の前年所得により、国保税の均等割額と平等割額が軽減（2割・5割・7割）されます。これは住民税の申告を基に判定しますので、必ず税務署や町役場（税務管理班）での申告が必要となります（同居家族の扶養家族の場合など申告が不要なものもあります）。

非自発的失業者（会社の倒産や解雇など自ら望まない形で離職した方）の場合

前年中の給与所得を30/100と見なして保険税を算定します。

65歳未満の方で要件を満たす方は町役場（保険年金班）で申請が必要です。



※国保税の未納分があれば、延滞金がかからないよう早めに完納しましょう！

【問い合わせ先】生活課 保険年金班（④窓口） ☎ 84-1501